

## 令和5年第10回定例会（会議録）

開催日	令和5年10月17日（火）
開催場所	あま市役所 2階 E会議室
開催時間	午後2時00分～午後4時30分
出席委員	溝口正己、小笠原英司、吉川孝子、 笹野奈津子、近藤真司
欠席委員	なし
出席者	教育長 他事務局職員8名
傍聴人	0人
議事日程	日程第1 教育長開会のあいさつ 日程第2 前回会議録の承認 日程第3 教育長の経過報告 日程第4 議案第63号 あま市小中学校あり方検討委員会要綱の一部改正について 議案第64号 あま市公民館条例施行規則の一部改正について 議案第65号 あま市美和文化会館の管理及び運営に関する規則の一部改正について 議案第66号 後援申請について 議案第67号 あま市立小中学校のあり方に関する基本の方針について 議案第68号 就学援助費の受給審査について（審議）（非公開） 議案第69号 適応指導教室の入室について（非公開） 議案第70号 市内中学校で発生したいじめ事案について（非公開） 議案第58号（継続）あま市内教職員人事案件について（非公開） 日程第5 その他 • あま市小中学校あり方検討委員会報告書について（報告） • 教育課題検討委員会（第V期 seasonⅡ）答申について（報告） • 令和5年9月議会（一般質問）について（報告） • 小中学校長会からの令和6年度教育予算に関する要望について（報告）（非公開） • 令和5年度「全国学力・学習状況調査」の結果と取組について（報告）（非公開） • 就学援助費の受給審査について（報告）（非公開） • 特別支援教育就学奨励費の受給審査について（報告）（非公開） • 通級児童生徒の入退級願について（報告）（非公開） • あま市内教職員人事案件について（報告）（非公開）

・生徒指導（令和5年9月）について（報告）（非公開）

発言者	議事の大要
教育長	【開会時刻：午後2時00分】 (開会宣言)
教育長	日程1、教育長開会のあいさつ (教育長あいさつ)
教育長	日程2、前回会議録の承認 前回の会議録を承認願います。
委員全員	(会議録に署名)
教育長	日程3、教育長の経過を報告する。 (令和5年9月21日～令和5年10月17日の経過を報告)
	市教育委員会関係 5回
	教育長用務 5回
	教育総務課事業 1回
	学校教育課事業 6回
	生涯学習課事業 3回
	スポーツ課事業 3回
	学校給食センター課事業 0回
	市行事 6回
	市議会関係 1回
	今後の予定
教育長	(質疑等を許可)
委員全員	(質疑なし)
教育長	日程4、議案 5件公開 4件非公開
教育長	議案第63号「あま市小中学校あり方検討委員会要綱の一部改正について」
教育総務課長	趣旨は、庶務を主管する課を学校教育課から教育総務課に改めるものです。
	内容は、庶務主管課の変更で、検討委員会の庶務は、あま市教育委員会教育総務課において処理するものとすることです。

	施行期日は、公示の日から施行し、令和5年4月1日から適用します。
	本内容は、令和5年4月1日付け機構改革に伴う部署編成の変更に伴う変更であり、改正漏れであったものです。
	お詫びするとともに、審議をお願いするものです。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	改正漏れは、もうないのか。
教 育 長	調査した結果、これが最後となります。
委 員	以後、気を付けて適正な事務の執行をお願いします。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	原案どおり承認としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	承認とします。
教 育 長	議案第64号「あま市公民館条例施行規則の一部改正について」
生涯学習課長	趣旨は、本規則の文言の整理を実施したところ、美和公民館介護予防トレーニング室の開館時間について規定されていないことが判明し、また、様式内の文言を明確にするため、本規則を一部改正するものです。
	内容は、美和公民館介護予防トレーニング室の開館時間について、現行規則において規定されていないため、当該施設の開館時間を規定する表記に改めます。また、公民館の運営に係る事務を適切に行うため、様式第3号「あま市公民館使用料還付請求書」内の表記の一部を改めます。
	施行期日は、公布の日から施行します。
	表記の修正は、現在の取り扱いに合わせたものです。

	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	令和5年5月定例会で一部改正した美和公民館介護予防トレー ニング室の内容とは別なものか。
生涯学習課長	令和5年5月定例会で一部改正したのは、利用者の範囲で、市外在 住者も利用可能としたものです。今回は、美和公民館介護予防トレー ニング室の開館時間及び様式の字句修正です。
委 員	開館時間について、今まで運用に支障はなかったのですか。
生涯学習課長	運用に支障はありませんでした。また、運用に変更もありません。
委 員	今回は、開館時間を明示させたものです。
教 育 長	以後、気を付けて適正な事務の執行をお願いします。
委 員 全 員	他にご質問はありますか。
教 育 長	(質疑なし)
委 員 全 員	認否はいかがか。
教 育 長	(協議)
委 員 全 員	原案どおり承認としてよろしいか。
教 育 長	(異議なし)
教 育 長	承認とします。
教 育 長	議案第65号「あま市美和文化会館の管理及び運営に関する規則の一 部改正について」
生涯学習課長	趣旨は、本規則の文言の整理を実施したところ、様式内の文言が明 確でない部分が判明したため、様式内の文言を明確にするため本規則 を一部改正するものです。
	内容は、文化会館の運営に係る事務を適切に行うため、様式第4号 「あま市美和文化会館使用料還付請求書」内の表記の一部を改めま す。
	施行期日は、公布の日から施行します。
	表記の修正は、現在の取り扱いに合わせたものです。
	(以下概略を説明)

教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	原案どおり承認としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	承認とします。
教 育 長	議案第 66 号「後援申請について」審議 2 件
生涯学習課長	<p>① 「朝日新聞「親子で作文・スクラップ教室」」((株)朝日新聞社名古屋本社)</p> <p>事業目的は、保護者とともに、家庭内で実施できる主体的・対話的な学びの提案とのことです。</p> <p>事業内容は、2020年度からの教育改革を受けて、これから社会で求められる「読解力」「情報処理力」「表現力」の3つの力を鍛えるため、新聞を活用しながら「200字要約作文」や「記事のスクラップ」に親子で取り組んで頂くこととのことです。</p> <p>後援名義の必要な理由及び使用目的は、対象地域の小中学生の皆様に広く周知していただくため。告知チラシ等への記載のためとのことです。</p> <p>他自治体での後援は、津島市教育委員会、蟹江町教育委員会、愛西市教育委員会で、いずれも許可を得ているとのことです。</p> <p>開催期間は、令和5年12月17日（1日間）</p> <p>開催場所は、津島市生涯学習センター第9会議室</p> <p>参加者は、あま市・蟹江町・愛西市・津島市の海部地域の小中学生とそのご家族15組30人×2回（午前・午後）の60人予定とのことです。</p> <p>参加料は、無料とのことです。</p> <p>（以下概略を説明）</p>
教 育 長	(質疑等を許可)

委 員	以前から何度も意見しているところですが、後援名義の必要な理由及び使用目的欄について、告知チラシ等への記載のためという理由は相応しくないのでないかと考える。今回は、その理由、目的だけではないので良いが、以前はチラシ配布のためとのみ記載した申請が散見されていた。最近は、チラシ配布のみの申請は減っている印象である。事業の目的欄と同一内容を記載していても良いと思われるし、失くしてもよいのではないかと考える。
	本件、規則改正を検討していただけないか。
教 育 長	事務局内で検討を行います。
	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	①「朝日新聞「親子で作文・スクラップ教室」」((株)朝日新聞社名古屋本社) 認定
教 育 長	次の後援申請については、近藤委員が関係者となりますので、一時退席をお願いします。
委 員	(近藤委員一時退席)
生涯学習課長	②「上萱津歴史講演会」(かみもりたい) 事業目的は、地元の歴史や文化を知ることで地域への愛着を深め、よりよい発展につなげること及び人が集いふれあうことで地域の活性化を促すこととのことです。 事業内容は、講師を招き、講演をすることです。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、発足して間もない会であり、信頼の後押しをして頂きたいことと、地域の文化発展、活性化に供し、社会教育進展に相応しいと考えるから及び講演案内書きに掲載し、参加者を募集するためとのことです。
	後援は、上萱津区とのことです。
	開催期間は、令和5年11月26日（1日間）

	開催場所は、萱津会館（萱津神社社務所2階）
	参加者は、市内一般の70人予定とのことです。
	参加料は、無料とのことです。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	場所を借りるのみであったり、地域行事についてならいいかもしけませんが、宗教活動に対しては後援できないので、活動内容についてはご注意ください。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	②「上萱津歴史講演会」(かみもりたい) 認定
	以上としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	①②を認定とする。
教 育 長	関係部分が終了しましたので、近藤委員をお呼びします。
委 員	(近藤委員着席)
教 育 長	令和5年9月定例会で後援申請の認定をいただいた件について、報告があります。
ス ポ ツ 課 長	「あまランログ2023」(AMAディープロゲ実行委員会)
	令和5年9月定例会で後援の認定をいたしましたが、10月2日に主催者から連絡があり、参加者が集まる見込みがないとして、事業を中止したいとの報告を受けました。
	審議の際にも、同時期に同じロゲイニングの事業が開催されることから、集客の面でご心配のご意見をいたしていました。申請時にも窓口で私も主催者に確認をしていたところでしたが、最終的には人員が集まる見込みがないとして中止となりました。
	事業趣旨をご理解いただいて、後援許可をいただきましたが、中止

	となつたことを委員の皆様や教育委員会関係機関の皆様にお詫びしたいと申請者はおっしゃっていましたのでご報告します。
	なお、あま市からも後援許可を得ていたので、そちらも取り下げを行うとのことでした。
委 員	残念ですね。同種事業が重なってしまったのが良くなかったのか。
委 員	他のロゲイニング事業は開催するのですか。
ス ポーツ 課 長	連絡して確認したところ、開催することでした。
委 員	しかし、見込んでいたほどの参加者は得られていないようでした。
教 育 、 長	あま市の方々には、もっとスポーツをしてほしいですね。
ス ポーツ 課 長	何か別種イベントと日程が重なったのでしょうか。
教 育 、 長	分かりません。時期的には多くイベントのある時期かと思われます。以上、ご報告です。
	議案第67号「あま市立小中学校のあり方に関する基本的方針について」
教 育 、 長	本件は、日程第5その他（1）あま市小中学校あり方検討委員会報告書について（報告）を受けてのものとなりますので、まずはその他（1）報告をさせていただき、合わせて議案第67号の説明をさせていただいたうえでご審議をお願いします。
教 育 、 長	日程5、その他報告事項 3件公開 7件非公開
教 育 、 長	（1）あま市小中学校あり方検討委員会報告書について（報告）
教 育 、 長	令和4年2月2日の第1回あま市小中学校あり方検討委員会から令和5年9月28日の第6回あま市小中学校あり方検討委員会までの計6回の委員会を経て作成された、お手元のあま市小中学校あり方検討委員会報告書を令和5年9月28日に受理いたしました。
	以下、6つの課題について意見をいただき、要旨は次のとおりです。
	あり方検討委員会での検討課題と意見要旨
	（1）小規模校と大規模校について
	小規模校及び大規模校のそれぞれにメリットとデメリットがあり、特色ある学校運営を支援するが、単学級学年まで小規模となる

	<p>ことは望ましくない。</p> <p>(2) 小中一貫校について</p> <p>七宝北中学校、宝小学校と秋竹小学校を合体させ小中一貫校を設置してはどうか。小中一貫校の方法は、併設校とするか義務教育学校とするかは検討課題とする。ただし、進め方やその在り方については市民に理解が得られるよう丁寧に説明するものとする。</p> <p>(3) 施設等の共有化・複合化について</p> <p>①学校と学校施設のあり方</p> <p>②学校と他の制度とのあり方</p> <p>全小中学校において学校プールをはじめとするあらゆる施設の共有化を進める検討をし、共有化できる施設については共有化してはどうか。ただし、その検討は慎重に行うものとする。空き教室や共有化で空いた施設などについては複合化を進めてはどうか。</p> <p>(4) これからの学校・学校と学校・学校と地域のあり方について</p> <p>①学校と家庭と地域のあり方</p> <p>学校運営協議会について、地域コーディネーター及び地域学校協働本部を積極的に用いて、学校運営における地域コミュニティや外部の専門性の活用を推進してはどうか。学校運営協議会と地域ボランティアの取組について、教育委員会は広く市民へ広報してはどうか。</p> <p>学校、学校運営協議会及び地域の活動は、それぞれ主体性を持った活動がお互い無理のない範囲で連携しあう活動であり、協働及び共生により学級、学校、地域へとウェルビーイングの範囲が広がるものであることを目標としてはどうか。</p> <p>②学校間交流のあり方</p> <p>幼保小中の詳細な情報連携とスムーズな移行を支援してはどうか。市内幼保小及び中学校間の交流を支援するが、過度な負担となるよう配慮します。</p> <p>③特別支援教育における学校のあり方</p>
--	--

	<p>校内の適応指導教室、特別支援学級、市の適応指導教室、民間施設を含めた制度間の切れ目ない支援を行ってはどうか。</p> <p>特別支援教育について、不登校の児童生徒のみならず、普通学級を含めた発達障害などの特性がある児童生徒への支援の視点を持ち、ひとりで勉強できたり気持ちをクールダウンできる部屋を用意したり、オンラインによる授業参加やe-ラーニングなど、児童生徒がそれぞれの特性に応じて自分を活かし、多様な学びを実現できる環境整備並びにICT利活用を図ってはどうか。</p>
	<p>(5) ICT利活用について</p> <p>先進的ICT活用法を日常生活の中での活用から始め、徐々に授業での活用へと進めてはどうか。ICT支援員を活用し、教職員と児童生徒の学校全体での利活用を推進してはどうか。</p> <p>小学校入学から中学校卒業まで一貫して児童生徒のデータを収集、蓄積、活用することで、成長の過程を指導に活かしてはどうか。</p> <p>教職員による児童生徒のデータの蓄積のみならず、児童生徒自身の日常利用によるデータの収集、蓄積、活用を目指してはどうか。</p>
	<p>(6) 働く場としての学校</p> <p>ICT及びAIを積極的に活用し教職員の働き方改革を推進してはどうか。教職員の本務以外の仕事をスクールソポーターや学校運営協議会による地域への取組によって担えるように推進してはどうか。</p> <p>教職員の在校時間を可視化し、集計するとともに、教職員の意識を高める取組やライフワークバランスの取組をしてはどうか。</p> <p>中学校部活動の地域移行を推進してはどうか。</p>
	<p>(以下概略を説明)</p>
教育長	報告を受けて、議題に移ります。
教育長	議案第67号「あま市立小中学校のあり方に関する基本の方針について」
教育総務課長	あま市小中学校あり方検討委員会報告書の意見の要旨をもとに次

	<p>のとおりあま市立小中学校のあり方に関する基本的方針案を作成しました。</p> <p>項目、内容の加除修正、字句の変更等を含めてご審議いただき、今後のあま市教育委員会による小中学校のあり方に関する基本方針とさせていただきますので、ご審議をお願いします。</p> <p>あま市立小中学校のあり方に関する基本的方針案</p> <p>(1) 小規模校と大規模校について</p> <p>小規模校及び大規模校のそれぞれにメリットとデメリットがあり、特色ある学校運営を支援するが、単学級学年まで小規模となることは望ましくない。</p> <p>(2) 小中一貫校について</p> <p>七宝北中学校、宝小学校と秋竹小学校を合体させ小中一貫校を設置する。小中一貫校の方法は、併設校とするか義務教育学校とするかは検討課題とする。ただし、すすめ方やその在り方については市民に理解が得られるよう丁寧に説明するものとする。</p> <p>(3) 施設等の共有化・複合化について</p> <p>全小中学校において学校プールをはじめとするあらゆる施設の共有化を進める検討をし、共有化できる施設については共有化する。ただし、その検討は慎重に行うものとする。空き教室や共有化で空いた施設などについては複合化を進める。</p> <p>(4) これからの学校・学校と学校・学校と地域のあり方について</p> <p>①学校と家庭と地域のあり方</p> <p>学校運営協議会について、地域コーディネーター及び地域学校協働本部を積極的に用いて、学校運営における地域コミュニティや外部の専門性の活用を推進する。学校運営協議会と地域ボランティアの取組について、教育委員会は、広く市民へ広報する。</p> <p>学校、学校運営協議会及び地域の活動は、それぞれ主体性をもつた活動がお互い無理のない範囲で連携しあう活動であり、協働及び共生により学級、学校、地域へとウェルビーイングの範囲が広がる</p>
--	---

	<p>ものであることを目標とする。</p> <p>②学校間交流のあり方</p> <p>幼保小中の詳細な情報連携とスムーズな移行を支援する。市内幼保小及び小中学校間の交流を支援するが、過度な負担とならないよう配慮する。</p> <p>③特別支援教育における学校のあり方</p> <p>校内の適応指導教室、特別支援学級、市の適応指導教室、民間施設を含めた制度間の切れ目ない支援を行う。</p> <p>特別支援教育について、不登校の児童生徒のみならず、普通学級を含めた発達障害などの特性がある児童生徒への支援の視点を持ち、ひとりで勉強できたり気持ちをクールダウンできる部屋を用意したり、オンラインによる授業参加やe-ラーニングなど、児童生徒がそれぞれの特性に応じて自分を活かし、多様な学びを実現できる環境整備並びにICT利活用を図る。</p>
	<p>(5) ICT利活用について</p> <p>先進的ICT活用法を日常生活の中での活用から始め、徐々に授業での活用へと進める。ICT支援員を活用し、教職員と児童生徒の学校全体での利活用を推進する。</p> <p>小学校入学から中学校卒業まで一貫して児童生徒のデータを収集、蓄積、活用することで、成長の過程を指導に活かす。</p> <p>教職員による児童生徒のデータの蓄積のみならず、児童生徒自身の日常利用によるデータの収集、蓄積、活用を目指す。</p>
	<p>(6) 働く場としての学校</p> <p>ICT及びAIを積極的に活用し教職員の働き方改革を推進する。</p> <p>教職員の本務以外の仕事をスクールソーシャルワーカーによる地域への取組によって担えるように推進する。</p> <p>子ども家庭センターとの連携を推進し、スクールソーシャルワーカー並びにスクールカウンセラーなどの専門職による分業により</p>

	<p>チーム学校での学校運営を進める。</p> <p>教職員の在校時間可視化し、集計するとともに、教職員の意識を高める取組やライフワークバランスの取組をする。</p> <p>中学校部活動の地域移行を推進する。</p>
対象期間	<p>この基本的方針の対象期間は、</p> <p>令和6年度から令和15年度までの10年間とする。</p> <p>対象期間経過後は、新しい基本方針等に変更するか継続とするか検討するものとする。</p>
(以下概略を説明)	
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 員	<p>小中一貫校についてと項目立てをして、北中、宝小、秋竹小と具体的な学校名を出すことによって、すでに決まっている内容であるとの誤ったメッセージを含まないか心配する。あくまで計画の方向性であり、詳細な実施方法は、これから決定するものです。</p>
委 員 員	<p>同じ理由で、設置すると断言しているように見える表現は、改めた方がよくないか。進めるとか、推進るとか、目標とする、目指すといった表現にとどめてはどうか。</p>
委 員 員	<p>今後、課題別検討委員会を設置して意見聴取を行い、具体的方策を決定するということなので、基本的方針の段階では具体的地区名や学校名は表記しない方がよいと考えます。</p>
委 員 員	<p>小規模校の問題を考えたとき、現在小規模校である宝小、秋竹小、七宝北中について考えることになるが、都市計画マスタープランを見ると、この学区は市街化区域ではないことから、大きな児童生徒増は考えにくい。現在の減少傾向が続くと思われる。</p>
委 員 員	<p>仮に七宝地区で3校を合体させて小中一貫校を作ったとしても、10年以上経過した時に再び単学級の学校にまで減少してしまわないか心配である。今予測できる限りでは、どの程度まで3校合体で単学級学校とならないと見込んでいるのか。</p>

教育総務課長	本日データの持ち合わせがありませんので、即答はできませんが、児童生徒数見込みについては令和11年度まで推計していますので、次回定例会にてご提示させていただけます。
委 員	すぐさま単学級学年となることはないと記憶しています。
委 員	小中一貫校の範囲について、案では七宝地区の小規模校3校が想定されているようですが、立地的にも美和東小学校も近いですので、旧三町を取り扱って、本当に適正な規模で、子どもたちにとっても通いやすい範囲を考えてもよいのかなと思います。
委 員	たしか、美和東小学校でも単学級学年があったのではないか。
学校教育課主幹	令和5年度段階では1学年2クラスの方がが多いですが、単学級学年も出てきていますし、今後は1クラスと2クラスの境目で横ばい微減傾向となっています。
委 員	小中一貫校を設置することを目指すのはいいが、小中一貫校のメリットをアピールすればするほど、甚目寺地区や美和地区でも小中一貫校の設置を検討してほしいという意見がでてくる可能性があるのでないか。そういう意味でも、地区を限定しない方がよいと考える。
委 員	具体的な話は、課題別検討委員会を経てとなるが、全体でひとつの小中一貫校を作つて、例えばあま市立中央義務教育学校というようなかたちで、あま市内どこからでも通えるようにする選択肢も残してもよいのではないか。
委 員	小中一貫校のメリットであるとかは、国を始め、いろいろ説明されできているところだが、実際に設置しているところは都市部ではなく僻地に多いという印象がある。
委 員	あえてあま市で目指すのかとも思うが、小中一貫校を目指すについて反対はしない。
委 員	項目(1)と項目(2)を合体させて、一つの課題としてもよいのではないか。
	小規模校となることは望ましくない。学校の適正規模を確保し、教育の質的充実を図るために、小中一貫校を設置する。というようなつな

	ぎ方で一体化してはどうか。
教 育 長	検討委員会からの報告としては、それぞれ（1）と（2）の2つの課題としていても、教育委員会としての基本方針としては一つの課題としてもよいと考えます。
委 員	基本の方針ということなので、今後の10年を見据えて大きくとられた視点が必要となることを考えると、小規模校のみではなく、大規模校についても触れた方がよいのではないか。
委 員	適正規模化については、都市計画マスタープランを考慮すると、今の時点ですら、甚目寺地区の甚目寺南小、甚目寺東小は大規模校であり、甚目寺西小は児童数が増大し、校舎を増築したところであることであるので、大規模校についても記載したほうがよいと考えます。
委 員	あり方検討委員会では、大規模校についてご意見は出たのか。
教育総務課長	大規模校については、大きな話題とはなっていません。 前回のあま市小中学校適正規模等検討委員会の時に、甚目寺南小学校の大規模解消に向けた委員会として、甚目寺南小学校と甚目寺小学校の学区の再編成について検討され、平成25年12月に意見書が提出され、検討が中止となった経緯はあります。
	なお、現在大規模校は、甚目寺南小学校、甚目寺東小学校、美和中学校の3校が該当し、甚目寺西小学校は学校規模としては適正規模となります。また、甚目寺東小学校と美和中学校は児童生徒数が減少傾向であり、このまま減少し続ければ適正規模となる見込みです。
	また、甚目寺南小学校についても検討が行われていた当時は、児童数が1,000人の大台が見えてきて、これ以上増えてはという状況でしたが、甚目寺南小学校も長期的には、横ばい微減傾向にあり、現在は800人を下回っています。
	市内全体では児童生徒数は微減傾向にあります。
委 員	いずれにせよ、地域の市民の方にご理解いただくことが重要で、誤った形で違う情報が広がってしまうことを危惧するものなので、早い段階でしっかりと説明をしていく必要があると思われる。

委 員	小中一貫校のあり方は、地域の市民の方にとっては、併設校とするか義務教育学校とするかよりも、現在の学校の位置が変わるかどうかということの方が気になるのではないかと思う。
委 員	課題別検討委員会において話し合う内容かと思うが、小中一貫校の設置にあたっては、学力向上であるとか、不登校対応や、地域の教育力強化、小学校段階から専門性をもった教育を行ったり、働き方改革など、モデル校としての役割をあてても良いのではないだろうか。
委 員	小中一貫校と義務教育学校との違いは何か。
教育総務課長	小中一貫校は、小中一貫教育が行われる学校という意味で使用させていただいている。義務教育学校と併設校を包括した用語として使用しています。文部科学省の資料では、小中一貫教育を行う学校について、大きく二つを提示しています。一つ目が義務教育学校で、小学校と中学校が一つの学校として9年間の教育を行うもので、一人の校長が経営します。二つ目は小中一貫型小学校・中学校で、併設型と連携型がありますが、既存の基本的な枠組みは残したまま、校舎及び校長並びに教職員組織はそれぞれに残して、教育目標を設定しているものです。
委 員	小中一貫教育であるとか、小中一貫教育制度であるなら分かるが、小中一貫校と義務教育学校との対比のように読み取れてしまうのではないか。
	多くの方にとって耳なじみのない単語であることから、表現方法に配慮してはどうか。
委 員	(3) 施設等の共有化・複合化において、施設老朽化に伴う学校施設の充実について触れなくてもよいか。
委 員	(4) ①学校と家庭と地域のあり方において、学校運営協議会と地域ボランティアの取組であるとか、学校運営協議会及び地域の活動はとの表記があるが、学校運営協議会の委員本人が直接活動するものと勘違いされないか心配する。
委 員	(4) ③特別支援教育における学校のあり方において、普通学級を

	含めた発達障害などの、であるとか、不登校の児童生徒のみならず、普通学級を含めた、とあるが、発達障害などの児童生徒は当然考慮するべきであり、あえて記載しなくても良いのではないか。
委 員	(6) 働く場としての学校において、子ども家庭センターとあるが、そのような部署があるのか。
教育総務課長	令和6年度に子ども家庭庁の関係で子ども福祉の部署に新設される予定です。
委 員	他の委員さんもご意見がもっとあるかもしれませんので、本日のところは一旦これまでとして、継続審議としてはどうか。
教 育 長	議論は尽きませんが、大規模校についても追加して、次回教育委員会定例会へ継続審議としてよろしいか。
	委員の皆様には、次回定例会までの間に事務局へご意見をお伝えいただき、事前にいただいたご意見をもとに案を作成しなおしますので、新しい案にて次回定例会でご審議いただくこととしてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	次回教育委員会定例会へ継続審議とする。
教 育 長	日程5、その他報告事項 3件公開 7件非公開
学校教育課主幹	(2)「教育課題検討委員会（第V期 seasonⅡ）答申について（報告）」 あま市教育課題検討委員会設置要綱（平成26年教委告示第9号） にもとづき、教育長から諮問のあった次の課題について検討が行なわれました。
	(1) オンライン学習、オンライン授業の進め方 (オンライン学習、授業に向けての方向性、在り方検証)
	(2) 学校DX化 (教職員の業務改善と学校、保護者、地域のつながりにおいてデジタルが果たす役割)
	(3) ICT支援員の利活用 (令和4年度から導入されるICT支援員の有効な活用や活用方

	<p>法)</p> <p>令和4年4月27日に第1回を開催し、令和5年9月15日の第1回まで、計11回の委員会を経て、令和5年10月2日付けで報告書「GIGAスクール構想への対応について」を受理いたしました。</p> <p>なお、GIGAスクール構想への対応に関する報告については、先に第V期 season Iとして、①タブレット端末の活用（実践事例集等）、③タブレット端末導入後のコンピュータ室の活用の3点についての報告を受理しています。</p> <p>本報告書の詳細は、お手元の報告書を読んでいただき、まとめとして、次の6点について提言がなされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①今後もICTを活用するための環境整備とATC研修を中心とした教員の力量向上の促進を図る。</li> <li>②オンライン学習、オンライン授業を推進していくために、iPadの持ち帰りやWi-Fiルータの貸与等といった物理的な環境に加え、指針や規定などの整備を進める。</li> <li>③学校DXを推進していくために、学校DXについて市と市ICT部会の間で連携を密にし、各校の情報を交換したり、先進的な事例を学んだりできる環境を整える。</li> <li>④校務支援システムに新機能（保護者からの欠席連絡等）の追加等のソフトウェア面の環境整備を進め、業務の効率化につながるような機能を校務支援システムに組み込んでいくことで学校DXの促進を図る。</li> <li>⑤本市と他市町村とICT環境が異なるため、4月に赴任した教職員対象の研修支援が必要となる。また市が求める教職員のICT活用能力を育成するためには、市主導の計画的な講習を設定する。</li> <li>⑥さらなるICT活用（学校DXやオンライン授業等）を進めていくためには、より専門的な知識や技能習得が必要となり、これまで以上にICT支援員の時間数を増やす。</li> </ul>
--	---

	(以下概略を説明)
学校教育課主幹	各小中学校におけるオンライン学習、オンライン授業については、少しずつ進んできている状況です。
	この報告をもとに、あま市の教育におけるＩＣＴ機器等の利活用が進めばよいと考えています。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	モバイルルータは、今は何台使用可能なのですか。
学校教育課主幹	30台です。
委 員	ＩＣＴ支援員はどの程度学校に入っているのですか。
学校教育課主幹	1校あたり、月に1回です。
委 員	せめて、もう少し多く入れられるとよいですね。
委 員	しっかりとまとめていただいていると思います。ぜひ、あま市の教育におけるＩＣＴ利活用を進めていただきたいと思います。
	まとめの④⑤⑥などは、市の予算獲得を伴うものですので、ぜひお願いするところです。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(3)「令和5年9月議会（一般質問）について（報告）」
教 育 部 長	令和5年9月議会の一般質問では、教育関係について11人の市議から合計12件の質問を受けました。その概要を報告します。詳細については、ウェブサイトでもご確認いただけます。
教 育 部 長	I森耕治議員から質問を受けました。
	1.医療的ケア児を取り巻く環境について
	(1) 医療的ケア児支援への認識
	①保育所や学校での支援体制の拡充を図ることとなっているが、具体的にどのような事が必要になると認識しているか。
	以上の質問に対し、「学校での医療的ケアを行う上での支援体制といたしましては、医療的ケア児が入学する前に、他自治体の対応状況を参考に対応策を検討するとともに生活状況の確認や保護者と面談

	<p>を行いながら、どのようなサポートが必要かを確認し、看護師の配置や薬・医療器具の保管庫等の整備を進める必要があると考えております。」と答弁しました。</p> <p>(2) 医療的ケア児支援法に基づく業務対応</p> <p>①小1の壁という問題があり、学校での医療的ケアの体制が整うまでも、長期間保護者の付き添いが求められてきたが、今までの対応と今後の考え方。</p> <p>以上の質問に対し、「現在、市内の学校におきましては、医療的ケア児に対応するため、看護師を1名配置し、保護者の付添いを要することなく、登下校を含む学校生活の支援を行っております。</p> <p>今後につきましても、医療的ケアを必要とする児童の入学予定もありますので、先程の答弁と同様になりますが、医療的ケア児の生活状況の確認や保護者と面談を行いながら、どのようなサポートが必要かを確認し、看護師の配置や薬・医療器具の保管庫等の整備を進めたいと考えております。」と答弁しました。</p>
教育部長	<p>II 毛利尚義議員から質問を受けました。</p> <p>2 あま市内での包括的性教育について</p> <p>(1) 小中学校について</p> <p>①市内の小学校での実施状況について、何年生から、どんなことを、どのくらいの頻度で行っているのか伺います。</p> <p>②同様に中学校での実施状況について、何年生から、どんなことを、どのくらいの頻度で行っているのか伺います。</p> <p>③教職員への研修などはどんなことを、どのくらいの頻度で行っているのか伺います。</p> <p>④相談窓口などの体制がどうなっているのか伺います。</p> <p>⑤拡大していく予定など、今後の計画を伺います。</p> <p>以上の質問に対し、「小学校では、学習指導要領の趣旨を踏まえ、海部地区で編成した教育課程を基本として、4年生以上の体育の保健領域の授業において、4年生は年間4時間程度、5、6年生は2年間で</p>

	<p>1 6 時間程度の保健分野の教育を実施しております。具体的には、「体の発育・発達の理解」を主とし、思春期における体つきの変化や男女の特徴など、心身の発達段階に応じた内容を指導しています。</p> <p>中学校も同様に、保健体育の授業において、3年間で48時間程度の保健分野の教育を実施しております。具体的には、1年生では「心身の機能の発達と心の健康」について学習します。2年生では性教育以外の保健分野を学習しますが、3年生では「健康な生活と疾病の予防」について授業を行います。また、学級活動の授業では、「男女相互の理解と協力」、「思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応」についての授業を行っております。さらに、市内全中学校では、3年生を対象に、各校の養護教諭と連携し、思春期講座として、性行為や性感染症についての学習も行っております。</p> <p>本市では、令和4年度のATCにおいて、現職教員を対象に「性の多様性に関する理解」をテーマに研修会を開催いたしました。</p> <p>相談窓口は設定しておりませんが、各学校において、児童生徒が相談しやすい環境づくりを心がけております。具体的には、学級担任や養護教諭を中心とした声掛けや、スクールカウンセラーや子供のSOS相談窓口（文部科学省）などを周知するなど、悩みを抱えた児童生徒をサポートできるよう連絡・協力体制を整えております。</p> <p>なお、一部の中学校において、助産師など外部講師を招いた出前授業として、妊娠、性の多様性などを題材とした「命の授業」を実施した事例がありますので、他の学校に対しても、包括的性教育の事例として情報共有を図りたいと考えています。」と答弁しました。</p> <p>Ⅲ伊藤嘉規議員から質問を受けました。</p> <p>3 L G B T 理解増進法について</p> <p>(1) 法への市の対応について</p> <p>①第6条第2項 学校の設置者は、基本理念にのっとり、児童、生徒又は学生の理解の増進に関し(中略)教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等をどのようにするのか。</p>
教育 部 長	

	<p>以上の質問に対し、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）の第6条第2項では、学校が性的マイノリティに対する理解を深めるために取るべき行動について規定されています。本市では、性的マイノリティに関する教育活動として、社会科、家庭科、道徳などの教科において、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じた教育や、性の多様性をテーマとした教職員研修を行うなど、正しい理解の増進に努めています。教育環境の整備につきましては、性別によらない名簿導入、中学生の制服のジェンダーレス化、通常トイレの使用に抵抗を覚える児童生徒に対しては、整備を進めている多目的トイレや職員用トイレを使用可能とするなど、教育環境の課題対応を進めています。また、今後につきましても、国や県からの最新情報に留意し、性的マイノリティに関する正しい理解の増進に努めてまいります。」と答弁しました。</p>
教育部長	<p>IV宮崎環議員から質問を受けました。</p> <p>4 ボール利用のできる場所について</p> <p>(1) 小学生など思い切りボール遊びできる場所を</p> <p>①市内では軟らかいボール以外で遊べる公園がありません。市全学区での小学校校庭を解放していただくのはいかがか。</p> <p>②ルールを決め、自己責任の上で遊ぶ。小さなお子様と小学生のすみ分けは可能か。</p> <p>以上の質問に対し、「小学校の運動場につきましては、スポーツ開放施設の対象となっており、土曜日・日曜日・祝日は午前7時から午後7時まで、少年サッカーや少年野球などの登録団体に貸し出しておりますので、児童には開放しておりません。なお、平日の放課後につきましては、スポーツ開放の対象ではありませんので、ほぼすべての小学校（甚東小と甚西小以外の小学校）で児童に運動場を開放しております。また、各学校では運動場の使用にかかる独自ルールを定めたうえで児童に使用を認めておりますが、基本的には、サッカーや硬いボ</p>

	<p>ールを使った野球は禁止事項としている状況です。ボール使用の観点でのルール作りは可能であると思いますが、事故発生時の責任の所在が課題であると考えます。</p> <p>教員などの学校管理者は、運動場を開放する時間帯は職員室など校舎内に在席することが多いため、ボール遊び等により事故が発生しても、学校管理者の目が届きません。しかし、自己責任とした場合でも、学校施設内で発生した事故について、学校管理者が無視することは難しいため、教職員にその責任や対応を求める考えが出やすいと思われます。結果的には、教職員の業務負担の増加にもつながることから、小さな子と小学生のすみ分けは困難であると考えますが、今後は他市町の状況についても調査してまいりたいと考えております。」と答弁しました。</p>
	<p>5 義務教育でキャリア教育について</p> <p>(1) 児童会で学校運営することにより社会の仕組みがより分かる体制つくりを</p> <p>①児童会の強化。子ども達が主体となり協議しながら予算振り分けや、外注など実際に学校運営をする仕組みを作るのはいかがか。</p> <p>以上の質問に対し、「本市の小中学校では、児童会や生徒会にある「係」や「ルール」の検討、運動会や学校祭の出し物の検討、校則の見直しなど、子どもたちの発達段階に応じて主体的に活動できるような環境を整えております。子どもたちが、児童会・生徒会を主体的に運営する体験は重要なことであると考えますが、実際に学校予算を管理することは、紛失時の責任所在や公金の安全性に問題があると思われます。今後も、子どもたちが主体的に考え方行動できるような力を身に付けられるよう、キャリア教育を充実させていきたいと思います。</p> <p>学校運営そのものを児童生徒に行わせる予定はありませんが、児童生徒の成長に合わせた主体的な取組を行うことは、キャリア教育において重要なことであると考えております。実際に甚目寺小学校では、地元伝統野菜の栽培から朝市への出品・販売、さらに売上金を児童会</p>

	費に入れ、翌年度用の苗や肥料などの購入に活用するといった取り組みを行っています。今後も、児童生徒の実態に応じて系統的なキャリア教育を進めてまいりたいと思います。」と答弁しました。
教 育 部 長	V山内隆久議員から質問を受けました。
	6 消防団と地域防災力の強化について
	(1) 防災意識の向上と消防団の理解促進に向けた取り組みについて
	①学校における防災教育への取り組みは
	・消防組織と教育委員会の連携はどうか。
	・消防団の参画はあるか。
	以上の質問に対し、「学校における防災教育への取り組みにつきましては、実際に自然災害や火災が発生した際、児童生徒が自身の身を守るためにどう行動すべきかを身体で覚える機会として、実際の場面を想定した避難訓練を実施しております。また、そのために必要な知識と技術を身に付けることを目指し、主に社会科の授業の中で、ハザードマップなどを用いて防災教育を実施しております。次に、消防組織と教育委員会との連携につきましては、避難訓練や救命講習などにおいて、海部東部消防署に指導を依頼したり、選抜された中学生が「少年消防クラブ員」として海部東部消防連合演習へ参加するなど、相互に連携を図っております。本年2月に『あま市地域防災計画』が修正され、「防災教育は教育課程に位置づけて実施し、消防団員が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする」とされたことから、今後は消防団と連携した防災教育の実現に向けて調整してまいりたいと考えております。」と答弁しました。
教 育 部 長	VI江波圭一議員から質問を受けました。
	7 学校施設におけるエアコンの設置について
	(1) 現在の設置状況について
	①市内の学校施設におけるエアコンの設置状況を伺います。
	②今後の設置予定について伺います。
	以上の質問に対し、「市内の学校施設におけるエアコンの設置状況

につきましては、市内 17 小中学校の普通教室には、すべて空調設備を設置しております。理科室、図工室、音楽室、多目的教室などの特別教室につきましては、設置率が約 52 パーセントとなっております。また、体育館、武道場につきましては、設置はございません。

今後の設置予定につきましては、まだ設置されていない教室のうちで、理科室、図工室などの特別教室から、順次設置していく予定であります。」と答弁しました。

(2) 災害時の避難施設に指定されている学校について

①災害時の避難施設に指定されている市内の学校の避難施設のエアコン設置状況について教えてください。

②柔道場等畠が敷いてある場所は避難所として使用するに適した施設。優先的にスポットクーラー等の配備が必要だと考えてますが市の対応を伺います。

以上の質問に対し、「あま市地域防災計画の中で市内の全 17 小中学校が指定避難所とされていますが、災害時の避難施設に指定されている市内の学校のエアコン設置状況につきましては、先ほどの答弁と同様となりますが、避難所開設の際、実際に使用が想定される体育館や武道場などの設置状況につきましては、現在のところ、設置はございません。

体育館等への空調設備設置につきましては、県内の公立小中学校の体育館等の設置率が 7.8 パーセント、全国的には 11.9 パーセントと、まだ低い設置率に留まっている状況であります。

体育の授業や部活動の際には、学校で熱中症対策への配慮もなされていることから、学校施設の空調設備設置につきましては、まずは、校舎の中で未設置の特別教室から、順次進めているところであります。

しかしながら、最近の気候変動に伴う避難所対応として、今後、国や県、他市町の動向を注視しながら、学校体育館等の空調設備設置について、スポットクーラーの配備も含めて、調査研究をしてまいります。

	いと考えております。」と答弁しました。
教 育 部 長	VII林正彦議員から質問を受けました。
	8 学校の緊急事態での対応について
	(1) 甚目寺中学校の修学旅行に関して
	①本年 6 月行われた修学旅行、状況説明を。
	②「体調不良を訴える生徒が続発したため 38 人が救急搬送。一時入院する生徒も出た」とのことだが、体調不良は熱中症なのか。原因は何であったか。
	③保護者から電話がつながらないなど情報が寄せられたが、原因は対策本部などはどうであったか。
	④今回の緊急事態について、学校、当市は、どのように受け止めているか。改善することはあるか。
	⑤学校における緊急事態の対応について、どのようにになっているか。
	以上の質問に対し、「今回の修学旅行は、250 名が参加し、この他に 4 名の添乗員が同行しました。旅行最終日の 6 月 2 日（金）の午後、台風 2 号の接近に伴う大雨の影響で、帰りの新幹線が運休となり、延泊の必要が出てまいりました。延泊先ホテルの調整・手続きで長時間の待機を強いられ、また、待機場所が空調の効いた列車内から、蒸し暑い駅構内に移動するなど身体的に負担が大きな環境変化もあり、最終的には 38 名の体調不良者が発生する事態となりました。体調不良者が 4 か所の病院へ別れて搬送されたため 7 名の教員らも別れて付添い、残る 7 名の教員と添乗員で、残りの生徒 198 名を延泊先ホテルまで JR を利用して引率しました。その後は、適宜、保護者へメール連絡を入れたり、体調不良者の保護者との連絡をとったりし、その対応は深夜に及びました。翌日 6 月 3 日（土）の 13 時 21 分発の新幹線を確保することができ、途中で 2 名の体調不良者が発生しましたが、18 時頃に甚目寺中学校へ帰着することができました。学校では、ほぼ全員の保護者がそろって出迎え、校長から、延泊に至った経緯とその間の対応状況を説明したうえで、体調不良者が大勢発生したこと及び

	<p>保護者への連絡遅延があつたことについてお詫びがあり、その後、解散となりました。</p> <p>当日の東京駅構内は足止めにあつた乗客が溢れ、同級生からは体調不良者が発生し救急搬送されるなど、極度の緊迫状態であったことが原因で、「熱中症の疑い」や「過換気症候群」を誘発したのではないかと思われます。また、一時入院となつた生徒4名の診断名も「過換気症候群」であり、脱水症状や低血糖の症状がみられたため、点滴などの処置を施されたとのことです。引率教員に一人1台のレンタル携帯電話を渡しており、教員間の連絡手段としての利用を決めておりましたが、体調不良者の保護者への連絡を急いだため、レンタル携帯電話を利用して、順次、状況連絡を入れておきました。このため、通じなかつた保護者から折り返しレンタル携帯電話へ連絡が入つても、別の保護者と連絡をしているなど、通話中の状態が長く続いていたことが原因で、電話がつながらなかつたものと思われます。学校では、教頭が指揮者となり学校（職員室）で待機し、必要に応じて、他学年の教員に連絡し、学校へ集合のうえ、連絡対応をとる体制がとられていました。</p> <p>教育委員会も、学校との連絡を密にし、6月3日（土）午前9時頃には、市長・副市長を交えての緊急打合せを実施し、生徒の体調を第1に考え、無事の帰着と延泊費用などについて対応を話し合いました。」と答弁しました。</p>
教育部長	<p>VII 柏原功議員から質問を受けました。</p> <p>9 犬・猫の殺処分ゼロに向けて</p> <p>（1）動物愛護管理法について</p> <p>① 第3条について学校での普及啓発活動について伺います。</p> <p>以上の質問に対し、「小学校の生活科においては、具体的な活動や体験を通して、社会及び自然とのかかわりに関心をもつとともに、その過程において自ら学び生きる力を習得することで、自立への基礎を養っています。その中において「生きもの大すき」「みんな生きている」</p>

	<p>などの単元において、動物や昆虫をはじめとした生き物とのふれあいや飼育体験を行っています。道徳においては、全学年で「生命（せいめい）の尊さ」「自然愛護」の内容項目において、資料をもとに考え、議論を通して、生命を尊重したり、動植物を愛護したりして道徳性を養っています。また、一部の小学校においては、校外学習において動物とのふれあいの場を設定しています。」と答弁しました。</p>
教育部長	<p>IX野中幸夫議員から質問を受けました。</p> <p>10熱中症対策について</p> <p>(1) 現在の熱中症対策について</p> <p>①小中学校の対策はどういうものか。</p> <p>以上の質問に対し、「登下校時の対策として、小学生の身体的負担の軽減を図るため、ランドセルの変わりにリュックサック等による通学や、日傘の使用を推奨しております。学校内の対策としては、教室ではエアコンを稼働し、定期的な水分補給や、運動の際にはマスクを外すよう指導することに加え、熱中症の危険度を判断する「暑さ指数(W B G T)」を基準とする対策を主とし、毎日複数回、『暑さ指数計』を用いて、運動場や体育館など児童生徒の活動場所の暑さ指数を測定しており、基準値が31℃以上になった場合は、原則、運動を中止することとしております。また、熱中症警戒アラート情報を隨時入手し、発表があった際は、校内放送や案内掲示などにより、教職員や児童生徒へ注意を呼び掛けております。」と答弁しました。</p>
教育部長	<p>X美濃島絢太議員から質問を受けました。</p> <p>11香害による人体や環境への汚染</p> <p>①教育現場での被害が多くみられるが、現場での対応はどうなっているか</p> <p>以上の質問に対し、「本件に関する被害報告は、現在のところありません。香害問題に関する周知につきましては、広報あま11月号にて、「香害についてご理解をお願いします」と題する記事を掲載します。併せて、市公式ウェブサイトにも同様の記事を掲載し、周知を図って</p>

	<p>まいります。一方、香りの感覚は、個人差も大きいにあるため、社会全体における理解と配慮が不可欠であり、より慎重な対応が求められるものと考えております。</p> <p>これらを踏まえ、より多くの市民や事業者の皆様方にも、現状を認識し、地域の身近な社会問題として捉えていただき、悩み苦しむ方々へ寄り添うための配慮をしながら、できることから協力していただけるよう、広報あまや市公式ウェブサイトを通じ、周知啓発を図ってまいります。」と答弁しました。</p>
教育部長	XI近藤みどり議員から質問を受けました。
	12学校教育について
	(1) 学校図書館(室)の充実と子どもの読書活動の推進について
	①子どもの読書活動に関する本市のこれまでの取組を伺います。
	②不読率・読書量の把握はされているのか。本市の直近3年の現状を伺います。
	③市内小中学校の学級数と現時点での各学校の「学校図書館図書標準」の蔵書冊数を満たしているのか、現況を伺います。
	④学校図書室の図書の購入・更新・廃棄を含めた状況を伺います。
	⑤図書館の充実と読書活動の推進をしていくうえで、本市の今後の課題と取組を伺います。
	以上の質問に対し、「本市の子どもの読書活動に関する取組につきましては、子どもたちが本に親しみ、自主的に読書活動できるような環境を作ることを目的に策定した「あま市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動の推進に努めています。また、各小中学校では司書教諭と図書支援員が協力しながら学校図書館の整備(図書の選書・廃棄)を行っております。さらに、学校ボランティアによる読み聞かせや読書タイムを設ける取組をしております。
	直近の平成31年4月に策定しました「第二次あま市子ども読書活動推進計画」における調査結果で申し上げますと、「1か月にどれくらい本を読みますか」の設問に対し「読まない」と回答した割合が、小

学校4年生では12.4%、中学校2年生では30.9%でした。一方、平成31年2月に策定された「愛知県子供読書活動推進計画」における調査の同様の設問に対し「読まない」と回答した割合が、小学校6.5%、中学校12.3%でした。本市の計画と県の計画とは、調査対象や調査時期等が異なっているため、単純に比較はできませんが、本市の不読率の割合は県割合よりも高い傾向がうかがえます。

「学校図書館図書標準」とは、文部科学省が公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書冊数の標準を学級ごとに定めたものでありますが、令和5年度学校経営案にて確認した学級数と蔵書冊数から、標準蔵書数に満たない学校が、小学校では3校、中学校では4校ありました。

学校ごとに学校配分予算の中から図書購入費を決定し、司書教諭と図書支援員が、実際に読んで良いと思った本や、授業で参考になる本等を購入しております。また、劣化している本や情報が古い本を廃棄しております。

本離れが進んでいると言われておりますので、今後も読書タイムを設けることによる読書の習慣付けや、読み聞かせによる本に親しむ時間を設けていきたいと考えております。

また、学校図書館図書標準を満たしていない学校に対しては、図書購入費の予算の確保について働きかけていきたいと考えております。」と答弁しました。

## (2) タブレット端末の利活用について

①本市の小中学校の学校での一ヶ月間の活用割合について、現状を伺います。

②授業ではどのように活用されているのか、具体的に伺います。

③個別最適な学びや協働的な学びについては、どのように活用されているか、伺います。

④特別支援学級や外国籍など多様な児童生徒の実情や特性に応じた活用はされているか、伺います。

⑤端末更新にかかる予算の確保等、本市の今後の課題を伺います。

以上の質問に対し、「本市の小中学校でのタブレット端末の活用割

合につきましては、年1回調査を実施しており、令和4年度の調査結

果で申し上げますと、小学校で平均51.8%、中学校で平均57.

0%、全校平均で54.4%でありました。調査方法につきましては、

全校全学年で9月1日から9月30日までの期間中の2日間のうち、

総授業時間数とタブレット端末活用授業時間数の比較をすることに

より、タブレット端末を活用した授業時間の割合を求めております。

活用としてはアプリを利用して、視覚的にわかりやすいカードを作

成し、自分の考えを発表したり、クラスメイトとの考えを比較して対

話的な学びを行ったり、体育で実技を録画し、以前の動画と比較して

動きの確認・検証に利用したり、ドリルアプリを使った反復学習を行

っております。

一つのテーマについて、児童生徒がそれぞれにタブレットを活用し

て習熟度に応じた調べ学習を行い、調べた内容はタブレットを使って

グループ内で発表・情報共有し、新たな発見を得る方法で、個別最適

な学びや協働的な学びを行っております。

特別支援学級の児童生徒につきましては、個人の習熟度に応じタブ

レットを活用して反復学習を行っておりますが、外国籍の児童生徒に

ついては、教員とコミュニケーションがとりにくく、活用しにくい状

況もあります。しかしながら、一部の学校では、翻訳機能を使って教

育支援をしているケースもあります。

国における「教育のICT環境整備計画」につきましては、当初は

令和4年度まででしたが、令和6年度まで延長され、新しい計画につ

いて、現在、国において検討されていることから、財源確保のため、

市長会等の機会に要望しつつ、国の動向を注視していきたいと考え

おります。」と答弁しました。

(3) 誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策について

文部科学省は令和5年3月31日、「COCOLO プラン」を発表した。目

	<p>指す姿として3つの柱を掲げている。今すぐできる取組から、直ちに実行していくことが必要と考える。それぞれについて本市の取組や考えを伺います。</p> <p>①「不登校の児童生徒全ての学び場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える」の取組や考えは。</p> <p>②「心の小さなSOSを見逃さず、【チーム学校】で支援する」の取組や考えは。</p> <p>③「学校の風土の見える化を通じて、学校をみんなが安心して学べる場所にする」の取組や考えは。</p> <p>以上の質問に対し、「不登校の児童生徒全ての学び場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える」につきまして、不登校の児童生徒が学びを継続することは、国が推進する「学びの保障」の方針とも一致し、私たちにとって極めて重要な課題と認識しております。</p> <p>具体的な支援の場として、市の適応指導教室「ビリーブ」がその役割を果たしております。</p> <p>また、ICTを利用して、将来的には校内フリースクールの導入も検討するとともに、学校だけでなく、地域との連携を強化し、子ども達の支援に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>「心の小さなSOSを見逃さず、【チーム学校】で支援する」については、生活アンケートの定期的な実施や、それに伴い教育相談（個人懇談）を実施しております。</p> <p>普段SOSが出せない児童生徒も、改めて相談の場を設定することで、伝える機会を設けています。また、本市では、担任任せにならない為に、校内に不登校・不適応コーディネーターを置くことを義務付けし、子ども、保護者や担任の相談に乗ったり、アドバイスをしたりしています。</p> <p>また学校によっては、相談部会等を設け、現在校内で課題となる不登校・不適応に対し、組織として対応できるような体制を整えています。</p>
--	--

	<p>さらに、学校任せにするだけでなく、本市の課題として捉え、市教育相談センターから派遣指導員が定期的に学校を訪問したり、同じ悩みを持つ保護者が集う場を設け、情報交換や地域の支援団体を紹介するなど、不登校・不適応に対しての支援を通して、家庭や地域との連携強化にも努めています。</p>
	<p>「学校の風土の見える化を通じて、学校をみんなが安心して学べる場所にする」につきましては、国の「教育の質の確保と向上」の方針に基づき、学校の様々な取組に対する評価を具体的に可視化する目的で、児童生徒・保護者・教職員を対象に「学校評価アンケート」を実施しています。</p>
	<p>本市としましては、このアンケート結果から、学校の風土や環境を把握し、時代の変化や新しい教育方法に柔軟に対応する体制を構築していきたいと考えております。」と答弁しました。</p>
	<p>(以下概略を説明)</p>
教 育 長	<p>(質疑等を許可)</p>
委 員	<p>X 美濃島絢太議員 11番 香害による人体や環境への汚染について、あま市で被害があるのですか。</p>
教 育 部 長	<p>嗅覚に過敏な児童生徒がいらっしゃって、柔軟剤などの香りで気分が悪くなる例があります。</p>
委 員	<p>以前、七宝北中に通う予定の生徒で、学校の隣の工場からの匂いで気分が悪くなるとして、七宝北中学校通学制度を取りやめた事例がありましたね。</p>
教 育 長	<p>ある例では、学校の給食用エプロンを家庭で洗濯してもらい、次の子に渡す際、洗剤、柔軟剤の香りが気持ち悪くなるとのことで、先生が自宅に持ち帰って自ら洗濯しなおして子どもに渡したとの話を聞きました。</p>
委 員	<p>そういう例もあるようです。</p>
	<p>皆さん、そんなに香りに敏感なのですか。初めて聞き、勉強になりました。</p>

委 員 員	使用する柔軟剤など、家によっては、かなりの強い香りをしていることがあります。
委 員 員	私も強い香りで、うつとなることもあります。
委 員 員	子どもが香害に関するプリントを学校からもらってきていました。
教 育 部 長	自然由来のものについては、香害とは関係ないのだそうです。
教 育 長	この質問が契機となりまして、各学校から案内を配布させていただきました。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	他はよろしいか。では公開部分を終了する。
	議案第68号、第69号、第70号及び継続第58号並びにその他非公開案件に関しては秘密会とし、あま市教育委員会会議規則第16条第3項により会議録についても非公開とする。
	(傍聴人0人)
	<b>【次回予定】</b>
	・令和5年11月14日(火) 午後2時00分 定例会
	(あま市役所 2階 E会議室)
	<b>【閉会時刻: 午後3時00分】</b>

この教育委員会定例会会議録の大要は、事実と相違ないことを証するために  
ここに署名する

令和5年11月14日

教育長 伊藤克仁

教育長 職務代理者 清口正己

委員 小笠原英司

委員 近藤真司

委員 地野原津子

委員 吉川弓子

事務局 錙倉岸志